利益の処分に関する書類

（平成24年６月28日）

（単位：円）

科　　目	金　　額	
Ⅰ　当期未処分利益		847,166,949
当期総利益	847,166,949	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	847,166,949	847,166,949

（注記事項）

1　平成20事業年度から当事業年度の積立金の合計額4,535,928,398円のうち独立行政法人造幣局法（平成14年法律第40号）第15条第１項に規定する国庫納付額に相当する金額は、1,288百万円であります。

2　上記の国庫納付額に相当する金額は、当事業年度末における見込額であるため、変動することがあります。

行政サービス実施コスト計算書

（平成23年４月１日から平成24年３月31日まで）

（単位：円）

科　　目	金　　額		
Ⅰ　業務費用			
⑴　損益計算書上の費用			
売上原価	21,185,692,265		
販売費及び一般管理費	5,729,444,405		
営業外費用	33,183,966		
特別損失	1,200,189,863	28,148,510,499	
⑵　（控除）自己収入等			
売上高	△ 28,800,250,916		
営業外収益	△ 358,937,362		
特別利益	△ 1,373,466	△ 29,160,561,744	
業務費用合計			△ 1,012,051,245
Ⅱ　損益外減損損失相当額			163,506,553
Ⅲ　機会費用			
政府出資等の機会費用	618,506,520		618,506,520
Ⅳ　（控除）不要財産に係る国庫納付額			△ 1,111,464,247
Ⅴ　行政サービス実施コスト			△ 1,341,502,419

重要な会計方針

⑴　固定資産の減価償却の方法	
①　有形固定資産	定額法を採用しております。 なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。 建物　　７年～50年 構築物　　７年～60年 機械装置　６年～10年
②　無形固定資産	定額法を採用しております。 なお、法人内利用のソフトウェアの耐用年数については、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。
⑵　引当金の計上基準	
①　賞与引当金	役職員に支給する賞与に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。
②　退職給付引当金	役職員の退職給付に備えるため、役員については、独立行政法人造幣局役員退職手当規程に基づく期末要支給額を、また職員については、当該事業年度末における退職給付債務及び退職共済年金に係る整理資源及び恩給負担金に係る債務を計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。ただし、平成21年に財政再計算が行われたことにより生じた整理資源に係る退職給付引当金の差額については、財政再計算の期間（５年）に合わせて償却しております。
③　環境安全対策引当金	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法によって処理することが義務づけられているポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用に充てるため、保管中であるポリ塩化ビフェニル廃棄物について、日本環境安全事業株式会社から公表されている処理単価等に基づき算出した処理費用見込額を計上しております。
⑶　有価証券の評価基準及び評価方法	満期保有目的債券については、償却原価法（定額法）を採用しております。
⑷　たな卸資産の評価基準及び評価方法	平均原価法による低価法を採用しております。
⑸　行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法	
政府出資等の機会費用の計算に使用した利率	10年利付国債の平成24年３月末利回りを参考に0.985％で計算しております。
⑹　消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
⑺　会計処理の変更	
改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の適用	改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（独立行政法人会計基準研究会等　改訂平成23年６月28日）を当事業年度から適用しております。 この会計基準適用によって、特定償却資産以外の償却資産に係る損益外減損損失累計額を特別損失に振り替えました。これにより、当事業年度の当期純利益及び当期総利益がそれぞれ282,744,247円減少しております。